

射水市議会基本条例

【解説付き】

目次

前文	2
第1章 総則（第1条—第4条）	2—3
第2章 議員の活動原則（第5条—第7条）	4—5
第3章 議案及び政策の審議及び調査（第8条—第18条）	5—10
第4章 議会と市民との関係（第19条—第23条）	11—12
第5章 議会の機能強化（第24条—第27条）	13—14
第6章 見直し手続（第28条）	14

(前文)

射水市議会（以下「議会」という。）は、射水市民（以下「市民」という。）から選ばれた多人数による合議制の機関であり、同じく市民から選ばれた独任制の機関である射水市長（以下「市長」という。）とともに、地方自治における二元代表制の一方を担っている。

また、議会は、市民の多様な意見を市政に反映できるという特徴を生かしながら、市民福祉の向上及び市勢の伸展に重責を負う意思決定機関である。

少子高齢化の進展により人口が減少する中、持続可能なまちづくりを目指す射水市において、議会は、適切な行財政運営が行われるよう行政を監視するだけでなく、市勢の伸展のために積極的な議会活動を行わなければならない。

よって、ここに、議会が市民の負託に応え、期待される使命を果たすため、この条例を制定する。

【解説】

この前文は、射水市議会基本条例を制定するに当たり、条例制定の背景や、その前提となる思いを表明すべく、記載したものです。

ここでは、行政の長である市長と、議決機関である議会がいずれも直接選挙で選ばれる「二元代表制」の下、議会としてしっかりと役割を果たしていくこと、そして、市民の負託に応えることのできる議会づくりを進める決意を述べています。

【用語解説】

二元代表制：住民が地方公共団体の長（市長）と議会の議員を別々に直接選挙で選ぶ制度のことです。市長と議員はそれぞれ住民に対して直接責任を負います。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の運営等に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の制定目的について規定したものです。

この条例の趣旨が議会運営の基本的事項を定めるものであること、市民生活の向上のために議会がその権能を発揮すべきことを定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

本条は、議会基本条例が、議会に関する他の条例、規則の最上位に位置するものであり、他の例規の内容や解釈・運用がこの条例の趣旨に反するものであってはならないという最高規範性について定めています。

(基本理念)

第3条 議会は、市民に開かれた信頼される議회를構築するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に全力を挙げるものとする。

【解説】

本条は、この条例の基本理念について規定したものであり、目指す議会の姿を「市民に開かれた信頼される議会」としています。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を実現するものとする。

- (1) 議会の活動を通じて得た市民の声を市政に反映すること。
- (2) 適正な市政運営が行われているかを注意深く監視し、評価すること。
- (3) 議会に関する情報公開を積極的に行うこと。

【解説】

本条は、前条の「基本理念」を具現化するために議会が実現すべき基本方針を定めるものです。

第1号では、議会が市民の声を市政に反映するよう定めています。

第2号では、議会の持つ最も重要な機能の一つである行政の「監視機能」を果たすべきことを定めています。

第3号では、情報公開について定め、開かれた議会を実現すべきことを定めています。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第5条 射水市議会議員（以下「議員」という。）は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

2 議員は、議会がその権能を十分に発揮できるよう日常の調査及び研修活動を通じて自己研鑽に努めるものとする。

3 議員は、常に公明正大な議会活動を行い、市民へその内容を公開するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議員個人の活動原則を定めるものです。

選挙により市民の代表として選ばれた議員は、市の現状を的確に把握して市民の負託に応えなければならない、そのために自らの資質向上に努めるとともに、開かれた議会活動に努めるものとしています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行うものとする。

【解説】

本条は、議案の提出、本会議での質問等の議員活動が円滑に行えるよう、議会内で考えを同じくする者が結成する「会派」について定めています。

会派は調査研究、要望・陳情、政策立案等を行うほか、会派での意見集約や他会派との調整を行うことなど、議会活動の円滑な実施に努める必要があります。

(政治倫理)

第7条 議員は、市民の代表者として高い倫理観を持つとともに、射水市議会議員政治倫理条例（平成27年条例第35号）の規定を遵守しなければならない。

【解説】

本条は、政治倫理について定めています。

「市民に開かれた信頼される議会」を目指すためには、議員が高い倫理観を持つことが必要です。ここでは、別に定める「射水市議会議員政治倫理条例」を遵守すべきことを謳っています。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、射水市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定及び変更に関することとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

【解説】

本条は、条例の制定や改廃、予算の議決などのほかに、議会が議決すべきものを条例で定めることができるという地方自治法第96条第2項の規定に基づき、射水市議会が議決すべきことを定めるものです。

本市議会では、射水市総合計画の基本構想及び基本計画を議決事件とし、議会の意見を反映できるようにします。

議決事件の追加、見直しについては、今後も必要に応じて検討していきます。

参考

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
中略

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議員間の討議による合意形成)

第9条 議会は、議案及び政策提案に関して審議し、結論を出す場合にあっては、必要に応じ、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすものとする。

【解説】

本条は、議員間の討議について定めています。

これまでは、市当局と議員との質疑を中心に議論が行われ、必ずしも議員間の討議は行われてきませんでした。ここで「議員間討議」について定め、議会が合意形成に至る過程で、必要に応じて議員相互の議論を尽くすものとしします。

(委員会)

第10条 議会は、市政の課題に対し、的確に対応するため、委員会の専門性及び機動性等の特性を生かし、その機能を十分発揮できるよう適切な運営に努めなければならない。

【解説】

本条は、委員会の運営について定めるものです。

委員会は、議案等の調査・審査の実質的な主体となるものであることから、専門性や機動性といった機能を生かし、適切に運営されることが必要です。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、必要に応じて、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

【解説】

本条は、「政策討論会」について定めています。

「政策討論会」は、議員の政策提言や議会報告会等で得た市民からの意見について討論し、共通認識や合意形成を図るとともに、ひいては議会の政策立案等につなげるために開催するものです。

(会議における質疑応答)

第12条 議会審議における質問、質疑、答弁等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

【解説】

本条は、会議における質問のあり方を定めるものであり、議員は質問、質疑に当たって、論点・争点を明確にし、わかりやすい質疑としなければならない旨を定めています。

(反問権)

第13条 議会審議において、議員の質問及び質疑に対し、答弁をする者は、論点の明確化と議論の充実を目的に議長又は委員長長の許可を得て、反問することができる。

【解説】

本条は、答弁する者の反問権について定めています。

これまでも反問は行われてきましたが、あらためて明文化するとともに、議長又は委員長長の許可を得て行うこととします。

【用語解説】

反問権：議員の質問等に対し答弁をする者が、論点の明確化と議論の充実を目的に、質問等の意図や趣旨を確認するため、反対に問う権利のことです。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、必要に応じて活用するものとする。

【解説】

本条は、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用について定めています。

本市議会ではこれまでに専門的知見を活用した事例はありませんが、審議の内容を深めるため、必要に応じて活用することとします。

参考

地方自治法

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(公聴会等)

第15条 議会は、市民等の意見及び有識者の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるため、法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

【解説】

本条は、地方自治法第115条の2及び第109条第5項に定める公聴会・参考人制度の活用について定めています。

本市議会ではこれまでに活用事例はありませんが、議論・審議を深めるために必要に応じて活用することとします。

参考

地方自治法

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第109条第5項 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(重要政策等の説明要求)

第16条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を決定するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

【解説】

本条は、議会が行政に対して必要な情報を明らかにするよう求めるとともに、議決事件に含まれない重要政策についても、議会の意見を聴く機会を設けることについて定めています。

これは、行政に対する議会の「監視機能」を発揮できるよう、十分な時間と情報を持って議会審議、議論が行えるようにするものです。

(政策提言等)

第17条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長に対して政策提言を行うとともに、その政策立案機能の強化に努めるものとする。

【解説】

本条は、「議会の政策提言・提案」について定めています。

別に定める、会議における「議員間討議」や、「政策討論会」において議員間で検討し、共通認識が図られ、政策形成がなされた事項について、その内容を議会として政策提言・提案や議案の修正等につなげるよう努めることを定めるものです。

(政務活動費)

第18条 議員は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図る活動のため、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うものとする。

2 議員は、射水市議会政務活動費の交付に関する条例(平成28年条例第50号)の定めるところにより、交付を受けた政務活動費を適正に使用するとともに、その用途を明確にすることにより、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

【解説】

本条は、政務活動費について定めています。

政務活動費は、地方自治法において議員の調査研究その他の活動に役立てるために議員に対して交付することができる旨が定められているものであり、射水市では、「射水市議会政務活動費の交付に関する条例」を定めて、議員に交付しています。

この条例において、「透明性の確保」や「後払い制」など、適正な支出を期すことを定めているところであり、条例の規定を遵守することが求められます。

第4章 議会と市民との関係

(情報公開)

第19条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開するものとする。

【解説】

本条は、議会の情報公開について定めています。

議会活動に関する情報公開については、政務活動費の領収書の公開等、これまでも積極的に行ってきたところであり、本会議等の会議も、本市議会においては原則として全て公開してきたところです。

(請願等主旨の聴取)

第20条 議会は、請願及び陳情の審議等においては、その趣旨を十分に理解するために、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

本条は、議会に対して請願又は陳情があった際、必要に応じて当該請願者又は陳情者からその請願陳情内容を聴取する機会を設けることができる旨を定めています。

これは、市民の声を可能な限り議会審議に反映させることにより、議会の「広聴機能」を発揮し、ひいては「政策提案機能」に結び付けようとするものです。

(議会報告会)

第21条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行う場を設けるものとする。

【解説】

本条は、「議会報告会」について定めています。

別に定める「政策討論会」では、議員の政策提言だけでなく、市民からの意見や政策提言について議論することとしています。市民に議会に関する情報を伝えるとともに、市民から参考となる意見を聴取し、情報を得る場を「議会報告会」と位置付けるものです。

(広報委員会)

第22条 議会は、広報機能の充実のため、議員で構成する広報委員会を設置する。
2 広報委員会に関し必要な事項は別に定める。

【解説】

本条は、「広報委員会」について定めています。

射水市議会には「議会広報編集委員会」を設置していますが、この委員会を、議会だよりの編集だけでなく幅広く情報発信に関する事項を所管する「広報委員会」に改めます。

(市民意見の反映)

第23条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリック・コメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、「市民意見の反映」について定めています。

議員提案条例等を議決する過程において、議員が議論を行い、議決に至ることになりますが、その過程で市民からの意見を聴取することで、幅広い市民の考えや、深い知識を持った市民の知見を反映し、内容を深めることができるようにするものです。

第5章 議会の機能強化

(議員研修の充実)

第24条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、議員研修の充実について定めています。

市民から期待される議員の役割を果たすためには、各議員の資質向上は不可欠であり、適宜適切に研修を行うことで、政策形成及び立案能力等の向上を図らなければなりません。

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制執務能力の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会事務局の機能強化について定めています。

近年、議員に高い政策立案能力が求められており、それに伴い、議員を補佐する議会事務局の機能強化も求められているところです。

(議会図書室)

第26条 議会に、議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会図書室について定めるものです。

議会図書室については、地方自治法第100条第19項において、一般の利用に供することができる旨が定められていますが、本市議会図書室については誰もが利用でき、議員の政策形成能力等の向上に資するべきものであることを定めるものです。

(災害時の議会对応)

第27条 議会は、災害時においても、議会機能を適切に維持しなければならない。
2 災害時における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、災害時の議会对応について定めるものです。

議会は、議事・議決機関として災害時においても行政の迅速な意思決定を損なわないよう配慮し、議会機能を適切に維持する必要があることから定めることとします。

第6章 見直し手続

(見直し手続)

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始毎に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討するとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、この条例の見直し手続きについて定めるものです。

社会情勢の変化等を勘案し、適宜見直しを加えることを定めるほか、一般選挙を経た任期開始毎に必ず見直しの検討を加えることを規定し、定期的な見直しが必ず行われることを担保することとします。